会員各位

教職科目「特別活動の指導法」2単位の堅持について

間もなく、10 月も終わろうとしている。忙しい学会シーズンのさ中にある。その中で一番気にかかることが、各大学で進められている教職課程の再認定申請のための開設授業科目の編成において、教職課程の1科目である「特別活動の指導法」2単位が確保されているかどうかという問題である。結論から言えば、「特別活動の指導法」が従来通り、単独の科目として設定され、2単位、15回の授業時数を確保するという形で、再課程認定申請のためのカリキュラム編成や文科省との相談が行われることを強く期待したい。

この期待を実現するための一番の近道は、我々日本特別活動学会の会員が、再課程認定 申請の仕事に従事している関係者に、日本の学校教育において、特別活動が果たしている 重要な役割を理解してもらい、大学における教員養成において、「特別活動」に関する学 問的、専門的な知識と技能をしっかり育てておくことの意義について納得してもらうこと である。その結果を申請の計画に活かしてもらうことである。

より具体的に言えば、文科省「教職課程認定申請の手引き」(平成.29.7.7) や「教職課程再課程認定等説明会 質問回答集」(平成 29.8.28)に記述されている、従来の「特別活動の指導法」に代えて「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 2 単位」を開設するという「〈作成例〉」については、以下のような問題が残ることをきちんと伝え、「特別活動の指導法」2 単位を確保することをもって再課程認定のための〇〇大学案としてもらうことがベストである。大学の主体的な判断が期待されていることを担当者に伝えてほしい。

- ① 「特別活動の指導法」1単位、7回の授業では、文科省が示す「教職課程コアカリキュラム」の「特別活動の指導法」に示されている内容をきっちりと教えるためには授業時数が足りないことは明白である。まして、大学において開設、教授される科目にふさわしい理論や技能の体系を実技的な実習を適宜活用しながら指導するためには、1単位、7回という授業時数では決定的に時間不足である。このことは、「特別活動の指導法」を誠実に担当した者であれば誰でも実感していることである。
- ② 「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」2単位という授業科目では、特別活動と総合学習の時間配分、単位認定の方法、授業担当者の分担の方法等に不明な点があり、科目の運営上、混乱が生じる可能性がある。例えば、特別活動では「合格」、総合学習では「不合格」と判定された履修生について、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」2単位の単位認定をどうするのか、内容の異なる2つの科目を1つに合わせるという方法に無理があると考えざるを得ない。

1つに合わせることによって、「特別活動の指導法」とも、「総合的な学習の時間の 指導法」とも異なる、第3の学問分野を立てるとしても、現在では、その実現にはま だほど遠い段階にある。

- ③ そもそも、大学の授業科目に、目的・目標や内容、指導法や評価法が異なる2つの科目を合わせて「及び」という言葉で結び、一つにするという発想に問題がある。「総合学習の時間」を教職科目に取り入れたい、しかし、単位数は増やせないという事情に迫られて、安易な発想で提起されたのが、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」2単位ではなかろうか。「特別活動の指導法」の内容や重み(重要性)をよく知らない人が思い付きで行ったこととしか、私には、思えない。国家の教育の根幹に関わる問題であるだけに慎重な配慮を望みたい。
- ④ 「特別活動の指導法」2単位の堅持を主張することは、教職科目「総合的な学習の時間」を軽視することではない。その逆である。特別活動の学術的な研究や研究的な実践に真剣に取り組んでいる者は、例外なく、総合的な学習の重要性に気が付いている。両者は1枚のコインの表と裏の関係にある。片方を抜きにしてもう一方を語ることができない。

従って、特別活動の研究と実践に従事する我々は、「特別活動の指導法」と同様に、「総合的な学習の時間の指導法」が単独の科目として設定され、2単位が配分されることを強く要望する。2単位と2単位、合わせて4単位が実現した時に、初めて、教員養成カリキュラムが本来の安定した姿になったと言っても過言ではない。

与えられた小さいパイを奪い合う愚をしてはならない。もともと、総合学習と特別活動、更に道徳は「教科以外の活動」「特別教育活動」として大きく括られていた学習領域であり、その原理は今日でも生きている、生かされなければならないと、私は考えている。

日本特別活動学会は、平成4年2月の発足以来25年間、大学における教職科目である「特別活動の指導法」の授業の充実を図り、優れた教師を送り出すことに大きな力を注いできた。その実績と功績は正しく評価されなければならないと、私は考えている。それであればあるほど、「特別活動の指導法」の授業の充実が図られなければならない。教職大学院レベルにおける指導もまた新たな充実と発展が期待されている。

大学における教職科目「特別活動の指導法」の充実を語ることは教員養成の充実を語ることであり、日本の学校教育と子どもたちの未来を語ることである。我々一人一人にできることは限られているが、出来ることを実践しょうではないか。危機意識に立っての呼びかけと致します。

(文責 山口 満)